

徳島県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純

- 一　大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ徳島北島店
板野郡北島町北村字新川屋八番一ほか
- 二　法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示
令和七年徳島県告示第三百六十五号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）
- 三　法第八条第一項の規定により北島町から聴取した意見の概要
騒音の発生に係る事項
騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）や徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）等の法令及び条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であつた場合も、周辺住民等から苦情があつた場合は、誠実に対応すること。特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。

四　意見の縦覧場所及び期間

- 1　縦覧の場所　徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ
- 2　縦覧の期間　令和八年一月二十三日から同年一月二十三日まで